

本論文は

世界経済評論 2019年5/6月号

(2019年5月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

日米貿易交渉の開始と今後の展望¹⁾

みずほ総合研究所政策調査部主席研究員 菅原 淳一

すがわら じゅんいち 1996年富士総合研究所（現・みずほ総合研究所）入社。2001-04年経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部専門調査員等を経て、16年より現職。WTO、APEC、EPA/FTA、日米通商関係等の調査研究を担当。著書に『FTA戦略の潮流：課題と展望』（共著、2015年、文眞堂）等。

トランプ米政権の発足以降、日本は、米国のTPP（環太平洋パートナーシップ）復帰を最善策として、日米2国間FTA（自由貿易協定）の締結を回避する方策を模索し、「日米経済対話」、「FFR（自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議）」という2国間協議の枠組みを構築した。しかし、慢性的な対日貿易赤字を問題視し、日本市場へのアクセス拡大による対日貿易赤字の削減という具体的成果を短期間で得ることを目指す米国は、中長期的な日米協力関係の強化と日米主導による多国間ルールの形成を目指す日本の姿勢に不満を示し、2018年9月の日米首脳会談において、日米貿易交渉の開始が合意された。

米通商代表部が公表した日米貿易交渉における「対日交渉目的」を検討したところ、交渉において米国は、2018年11月30日に署名された米墨加協定（USMCA）を土台とした交渉を日本に対して求めてくるとみられる。USMCAは、多くの規定をTPPから踏襲した上で、相手国市場のさらなる自由化やより高水準のルールといった米国の要望を一部追加したものとなっている。したがって、米国はTPPに一部要求を上乗せした内容を日本に求めてくると想定することができる。

今後の交渉では、自動車や農産物分野をはじめ、厳格な原産地規則やいわゆる為替条項等、日本にとって厳しい要求が米国から突きつけられることが予想される。日本企業は、米国市場の位置付けや日本国内を含む生産拠点のあり方の見直し、グローバルなサプライチェーン・バリューチェーンの再編等の検討を始める必要があるだろう。

I 「日米経済対話」から日米貿易交渉へ

1. 「日米経済対話」の設置

TPP（環太平洋パートナーシップ）を柱とした日本の通商戦略は、2017年1月に米国でドナルド・トランプ政権が発足したことによって、大きな転換を迫られた。

発足直後の同月23日に、トランプ米大統領は米国のTPPからの離脱を明らかにした。これにより日本は、アジア太平洋地域における通商戦略と、対米通商戦略の双方の見直しが必要となった。

前者については、TPPに署名した米国以外の11カ国による新たな協定の締結へと舵を切り、2018年3月8日の「環太平洋パートナーシッ

プに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」の署名に至る過程を日本が主導した²⁾。CPTPPは2018年12月30日に発効し、新規参加国を受け入れる拡大の段階へと向かいつつある。

後者の対米通商戦略については、日本にとっての最善策は米国のTPP復帰であった。CPTPPの早期署名・発効を主導した日本の狙いのひとつは、それによって米国のTPP復帰を求める米国内の圧力を高めることにあった。

しかし、トランプ政権は、多国間交渉よりも2国間交渉を重視し、相手国に「公正で (fair)、相互主義的な (reciprocal) 市場アクセス」を求め、その実現のためには一方的措置の活用をも辞さない姿勢を示していた³⁾。米国が慢性的な貿易赤字を抱えている日本は、中国やメキシコ等とともに、その標的となることが予想された。

日本としては、米国のTPP復帰に向けた環境を整えていくためにも、米国との2国間FTA (自由貿易協定) 交渉の開始を回避する必要があった。トランプ政権の通商政策からすれば、2国間FTA交渉となれば、関税引き上げ等の一方的措置発動の脅しの下で、TPPを上回る市場開放や米国が望むルールの受け入れを迫られるのではないかと懸念も日本国内にはあった。

そうした中、2017年2月10日に開催されたトランプ大統領就任後初の日米首脳会談において、日米2国間の経済問題を議論する場として「日米経済対話」を設置することが合意された。同対話を広範な経済問題を扱う場とすることで、議論が貿易投資問題に集中することを回避しようというのが日本の狙いであったとされる。

2. 「対話」から「協議」へ

2017年4月18日には、マイク・ペンス米副

大統領が来日し、麻生太郎副総理との間で日米経済対話の第1回会合が開催された。同会合では、同年2月の首脳会談での合意に基づき、①貿易及び投資のルール・課題に関する共通戦略、②経済及び構造政策分野での協力、③分野別協力、という3つの柱で同対話を進めていくことが確認された。

第1回会合の結果明らかになったのは、同対話を通じて実現すべき目標について日米両国が同床異夢であることであった。麻生副総理は、日米による貿易投資ルールの策定やそのアジア太平洋地域への拡大、経済・金融や個別分野での日米協力を重視する姿勢を明確にした。

他方、ペンス副大統領は、2国間交渉で成果を上げることが重視するトランプ政権の方針を示し、同対話を通じた日本の貿易障壁の解消や公平な競争条件の整備により、米国の輸出業者の日本市場へのアクセス拡大を求める姿勢を明らかにし、将来の2国間FTA交渉開始の可能性にも言及した。

同対話を通じ、中長期的な日米協力関係の強化と日米主導による多国間ルールの形成を目指す日本と、慢性的な対日貿易赤字を問題視し、日本市場へのアクセス拡大による対日貿易赤字の削減という具体的成果を短期間で得ることを目指す米国という両国の思惑の違いは明らかであった。

同年10月16日には第2回会合が開催されたが、米国が望むような進展はなく、「日米経済対話」という枠組みへの米国の不満が募っていった。

こうした米国の不満に対処すべく、2018年4月17-18日の日米首脳会談において日本は、米国が重視する貿易投資問題により集中した議論を行う新たな枠組みの設置を提案した。その結

果、日米両首脳により、「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議（FFR：talks for free, fair and reciprocal trade deals）」の設置が合意された。日米経済対話は、FFR からその議論の内容につき報告を受けることとされた。

米国は、日米経済対話に代わって FFR を主戦場とすることで、米国の対日貿易赤字削減につながる日本市場のさらなる開放を速やかに実現することを狙っていた。それに対して日本は、FFR で協議を続けることで、日米 FTA 交渉の開始を回避し、米国の TPP 復帰を促していくことを考えていたとされる。そのため、FFR においても、日米両国が同床異夢である状況が続くことになった。

3. 日米貿易交渉の開始

しかし、FFR を設置した日本の狙いは大きく外れることになった。2018年8月9-10日と9月25-26日に開催された2回のFFR会合を経て、同年9月26日の日米首脳会談で日米貿易交渉を開始することが合意された。

日米貿易交渉を開始するにあたり、米国は日本に対して2つの約束をした。ひとつは、同交渉中は自動車・同部品に関する1962年米通商拡大法第232条に基づく追加関税を日本に課さないことである。米国は当時、鉄鋼・アルミ製品に続き、自動車・同部品について国家安全保障への脅威を理由に高率の追加関税を課すことを検討中であった。自動車・同部品は日本の対米輸出総額の4割弱（約5.4兆円、2017年）を占めており、これに高関税を課された場合、日本の経済や雇用等に大きな影響が出ることが予想された。これを避けることは、日本にとって最重要の課題のひとつであった。

もうひとつは、日米貿易交渉における日本の

農林水産物の自由化については、TPPを含む日本の既存のEPA（経済連携協定）における市場アクセス水準を上限とするという日本の立場を米国は尊重することである。日本国内には、米国と貿易交渉を始めれば、農林水産物について米国からこれまでにない高い水準の自由化を求められるのではないかとの強い懸念があった。この約束は、こうした懸念に応えるものであった。

日本は、国内に不安の声があったこれら2点について米国の理解を得られたことと引き替えに、日米貿易交渉の開始に合意したとみることができるだろう。

II 日米貿易交渉の主な論点

1. 米国の「対日交渉目的」

米国では、貿易交渉開始にあたり、2015年大統領貿易促進権限（TPA）法により、交渉開始90日前までにその旨を議会に通知し、また、交渉開始30日前までに具体的な交渉目的を公表することが政府に義務付けられている。トランプ政権は、日本との交渉開始に関する通知を2018年10月16日に行い、対日交渉に向けた公聴会の開催等を経て、同年12月21日に「米日貿易協定（USJTA：United States-Japan Trade Agreement）交渉—具体的交渉目的の概要」（以下、「対日交渉目的」）を公表した⁴⁾。

22項目からなる「対日交渉目的」は、TPA法に基づいて設定されているため、同じく同法に基づいて設定されたNAFTA見直し交渉時の交渉目的⁵⁾と大変よく似た内容となっている（図表1）⁶⁾。

したがって、対日貿易交渉において米国は、NAFTA見直し交渉によって2018年11月30

表1 米国の「対日交渉目的」の項目

物品貿易	国有・国営企業
衛生植物検疫（SPS）	競争政策
税関・貿易円滑化及び原産地規則	労働
貿易の技術的障害（TBT）	環境
良き規制慣行	腐敗防止
透明性・公表・行政措置	貿易救済
サービス貿易（電気通信及び金融含む）	政府調達
デジタル貿易と越境データ移転	中小企業
投資	紛争解決
知的財産	一般規定
医薬品・医療機器の手続的公正性	為替

（資料）USTR, *United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations; Summary of Specific Negotiating Objectives, December 2018* より、筆者作成

日に署名された米墨加協定（USMCA）を土台とした要求を日本に対して行ってくると思われる。USMCAは、多くの規定をTPPから踏襲した上で、相手国市場のさらなる自由化やより高水準のルールといった米国の要望を一部追加したものとなっている。したがって、米国はTPPに一部要求を上乗せした内容を日本に求めてくると想定することができる⁷⁾。

この新たに始まる交渉を、米国は「米日貿易協定（USJTA）」交渉と呼び、日本は「日米物品貿易協定（TAG：Trade Agreement on goods）」交渉と呼んでいる。この呼称の差異に表れているように、交渉の対象範囲について、日米両政府の説明は必ずしも一致していないが、TPPのような包括的なFTAへと将来発展する可能性を持ちつつも、当面は物品貿易交渉が中心になるとみられる。

そこで以下では、物品貿易を中心に米国の「対日交渉目的」を検討し、TPPとの比較によって、その要求の水準、つまり、日本にとっての受け入れの難易度を探る。

2. 物品貿易

物品貿易における米国の目的は、「米国の貿易収支を改善し、対日貿易赤字を削減する」ことである。トランプ政権は、歴代の米政権と比べても、貿易交渉においてこの点を極めて重視している。

（1）工業製品（自動車）

工業製品に関する米国の主目的は、工業製品については、「包括的な無関税市場アクセス（comprehensive duty-free market access）の確保」と、「米国の輸出を抑制している非関税障壁に対処する規律の強化」である。

前者に関しては、米国は、対日貿易赤字の最大の要因となっている自動車貿易における赤字削減に焦点を当て、そのための特別の規定を盛り込むとしている。自動車につき、「公正でより衡平な貿易とするために必要な追加的条項を確保する」とされ、それには「非関税障壁に対処するための条項」や「米国における生産や雇用の増大のための条項」を含むとされている。2018年9月の日米首脳による合意で米国は日

表2 USMCAにおける合意事項の例

項目	概要	日米合意に同様の規定が盛り込まれた場合に想定しうる影響
原産地規則	・極めて厳格な原産地規則（高い域内原産割合等）	・対米輸出品での域内調達率引き上げが必要に
事実上の数量規制	・米は自動車・部品輸入につき、一定数量・金額超過分にMFN税率を超えた追加関税（232条措置）賦課も ・米が追加関税を課した場合、墨加は同規模の対抗措置の発動が可能。WTOへの申立の権利を留保	・規定される「一定数量・金額」、「追加関税」の水準によっては対米輸出減→国内生産減も
為替条項	・外貨準備、介入額等の開示義務。義務違反が継続し、協議でも解決しない場合は紛争解決手続も利用可 ・紛争解決手続で義務違反が認定された場合は、申立国は相当の譲許の停止が可能 ・競争的切り下げ等に関する協議メカニズム導入	・いわゆる「制裁関税」の発動とはならないものの、為替相場等への影響のおそれも ・TPPでは「マクロ経済政策当局間の共同宣言」で為替につき合意
非市場経済国とのFTA	・非市場経済国とのFTA締結の意図を有する締約国は、他の2カ国に対し、①交渉開始3カ月前までに通知し、②署名30日前までに協定全文を開示 ・当該他の2カ国は、USMCAの終結（6カ月前通知）と2国間協定への移行を求めることができる。当該協定では、USMCAの一部条項を除外することができる	・本規定を含む日米合意が早期に実現した場合、RCEPや日中韓FTA交渉に影響も

（資料）USMCAより、筆者作成

本に対して2つの約束をしたことを先に述べたが、この際日本は、日米貿易交渉の結果を米国の自動車産業の製造や雇用の増加につながるものとすべきであるという米国の立場を尊重するとの約束をしている。この点が「対日交渉目的」にも明記された。

後者については、「規制の適合性（regulatory compatibility）向上に関する約束の確保」が目的として掲げられ、その対象として、自動車に加えて医薬品、医療機器、化粧品、情報通信技術機器、化学品が例示されている。

TPPにおいては、自動車につき、TPP協定における日米合意（附属書2-D付録D-1）や、TPP交渉とともに行われた日米並行交渉における合意（サイドレター）⁸⁾に「非関税障壁に対処するための条項」⁹⁾等が含まれている。また、規制の適合性についても、TPPには「規制の整合性（Regulatory Coherence）」章（第25

章）が盛り込まれている他、「貿易の技術的障害」章（第8章）に「情報通信技術産品」（附属書8-B）、「医薬品」（同8-C）、「化粧品」（同8-D）、「医療機器」（同8-E）等の附属書が設けられている。これらの規定により、米国が要求している点には基本的に対応しているとみられる。

ただし、今後の日米交渉で米国は、これらの合意に新たな要求を追加してくることが想定される。特に自動車に関しては、USMCAで米国は、これまでになく厳しい原産地規則を求めたのに加え、米国の自動車・同部品輸入につき、一定の数量・金額を超えた分にMFN（最恵国待遇）税率を超えた関税を課す場合を想定した、事実上の数量規制といわれる措置に関するサイドレターを米墨間、米加間でそれぞれ交わしている¹⁰⁾。日本に対しても、極めて厳格な原産地規則（後述）や事実上の対日輸入数量

規制を要求してくることが十分に考えられる(図表2)。日本にとっては、いずれも受け入れ難い要求といえるだろう。

(2) 農産品

農産品については、「関税の削減及び撤廃による包括的な市場アクセス(comprehensive market access)の確保」が第一の目的として掲げられている。これは、工業製品と比べると、関税の「削減」が含まれていることや、「無関税(duty-free)」の文言が除かれているといった違いがある。

ただし、日米共同声明で「農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること」という日本の立場を米国が尊重するとしたことについての言及はない。TPPにおける農林水産品の関税撤廃率は、日本はこれまでのEPAで最も高い82.3%(関税品目数基準、HS2012)、米国は99.2%(同)である¹¹⁾。

続いて、「米国の市場アクセス機会を不当に減少させ、または、米国の損害となるように農産品市場を歪曲する慣行を廃止する」として、その慣行の例として、①差別的な非関税障壁、②国家貿易企業等による不公正・貿易歪曲的行為、③関税割当の運営における制限的ルール、の3点を挙げている。米国は、日本のコメや小麦等の一部農産品の輸入制度を問題視しており、これらの制度及びその運営方法が「農産品市場を歪曲する慣行」として交渉対象となる可能性がある。

その他には、「規制の適合性向上の促進」、「農業バイオテクノロジーを通じて開発された製品の貿易に関する個別の約束の確立」が挙げられている。これらの点は、TPPでは、「衛生

植物検疫措置(PS)」章(第7章)や「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」規定(第2.27条)等で基本的に対応しているとみられる。ただし、工業製品同様、今後の交渉で米国がTPPを上回る要求をしてくる可能性がある¹²⁾。

(3) 原産地規則

原産地規則については、USMCAにおいて自動車・同部品を中心にこれまでにないほどに厳格な原産地基準が設けられたが、日米交渉においても、自動車・同部品を中心にかなり厳格な原産地基準を設けるよう米国は求めてくるとみられる。

対日交渉目的では、「協定の利益が米国及び日本で真に製造された製品にもたらされるような原産地規則を作成する」、「原産地規則が日米両国、特に米国の生産を奨励するよう確保する」との目的が明記されている。これらは、2018年9月の日米首脳による合意における、日米貿易交渉の結果を米国の自動車産業の製造や雇用の増加につながるものとすべきであるという米国の主張を具体化したものといえる。

一般に、貿易協定の原産地規則では、例えば、付加価値基準における閾値(域内原産割合)を高く設定し、協定締約国内での調達比率を高めることを企図するものが少なからずみられる。しかし、その場合でも、通常は特定の締約国における調達比率を高めることを規定することはない。特定の締約国が輸入国である場合、そのような規定を満たすには、輸出締約国は輸入締約国から多くの部品・材料を調達して自国で最終製品とし、再度当該輸入締約国に輸出しなければならなくなる。

NAFTA見直し交渉において、米国は一時

「米国原産割合」の導入を主張したが、後に撤回している¹³⁾。たとえ関税が撤廃されたとしても、当該品目の原産地規則が輸出締約国が満たせないほどに厳格なものとなれば、その関税撤廃は無意味である。今後の交渉において、米国が「特に米国の生産を奨励する」ような原産地規則としてどのような基準を要求してくるのか、注意を要する。

3. その他の注目される規定

物品貿易以外の分野で注目すべき規定として、いわゆる「為替条項」と「非市場経済国とのFTA」規定がある。

(1) 為替条項

為替については、「効果的な国際収支の調整を阻害するために、あるいは、不公正な競争優位性を獲得するために、日本が為替操作を行うことを回避することを確保する」ことが目的とされている。これは、NAFTA交渉目的にも同旨の文言があり、日本についてのみ特記されたものではないが、米財務省による半期ごとの「為替報告」¹⁴⁾で日本は「監視リスト」に入れているように、米国内には日本の為替政策に対する警戒感がある。

TPPでは、協定本文に為替に関する規定はないが、「前文」に「締約国関連当局による適当な場における為替に係る事項を含む経済全般に関する協力」との文言がある。これに基づき、全締約国財務相による「TPP参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言」(以下、「マクロ経済政策共同宣言」)が発出されている¹⁵⁾。同宣言で各当局は、「自国がIMF(国際通貨基金)協定のもと、効果的な国際収支の調整の阻害又は不公正な競争優位性の獲得を目的とした

為替レート又は国際金融システムの操作を回避することを義務付けられていることを確認」し、「透明性と報告」及び「マクロ経済政策に関する協議」につき合意した。

USMCAには、「マクロ経済政策と為替問題」章(第33章)が設けられた。その趣旨は、TPP「マクロ経済政策共同宣言」と同様であるが、外貨準備高や為替市場への介入実績等の開示を含む「透明性と報告」が法的義務とされ(第33.5条)、締約国による同義務の不履行が継続し、協議によっても是正されない場合に、他の締約国が紛争解決手続に申し立てることができるようになった点が異なっている(第33.8条)。パネルが被申立締約国の協定違反を認定した場合、申し立てた締約国は「利益の停止(suspension of benefits)」を行うことが可能であるが、停止される利益は被申立締約国による「透明性と報告」義務違反によって生じた不利益を超えるものであってはならないとされている(第33.8条第4項)。したがって、相手国の為替操作を理由に、それによる不利益を相殺するための制裁関税を課すといった措置が認められているわけではない。

ただし、米国内には、日本との貿易協定にはUSMCAの規定を上回る強制力のある規定が盛り込まれなければならないとの声もある。日本は、為替は財務相間で議論すべき問題であり、貿易協定の枠外であるという立場をとっており、今後日米交渉で本問題について米国と対立する局面が生じることも想定される。

(2) 非市場経済国とのFTA

対日交渉目的には、日本が非市場経済国とFTAを交渉する場合に、透明性を確保し、適切な行動をとることができるようなメカニズム

を採用すること、という目的が明記された。

USMCA（第 32.10 条）には、締約国が非市場経済国と FTA 交渉を開始する場合には、当該締約国は、(a)交渉開始 3 カ月前までに他の締約国に交渉開始の意図を通知すること、(b)他の締約国の要請に応じて交渉目的に関する情報を提供すること、(c)署名の 30 日前までに他の締約国に協定全文を検討する機会を与えることが規定されている。また、締約国が非市場経済国と FTA を締結する場合、他の締約国は 6 カ月前に通知することにより USMCA を終結させることができ、他の締約国間の 2 国間協定に置き換えることができるとされている。この場合の「非市場経済国」は、USMCA 署名日において締約国が自国の貿易救済法上「非市場経済国」に指定し、いずれの締約国とも FTA を署名していない国、と定義されている。

この規定において、「非市場経済国」として想定されている国の筆頭は中国であるとみられるが、同様の規定が日米協定にも盛り込まれ、それが早期に発効した場合には、現在日本が交渉中で中国も参加している RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓 FTA にも影響が及ぶことになる。

おわりに

米国の TPP 復帰を最善策として、日米 2 国間 FTA の締結を回避するという日本の対米通商戦略は、日米経済対話及び FFR という枠組みの構築によって進められてきたが、トランプ政権発足から 2 年が経過した現在、事実上の日米 2 国間 FTA 交渉の開始へと至った。米国の TPP への復帰の目途も立っていないのが実情である。

米国の「対日交渉目的」からは、今後の日米貿易交渉において、米国は TPP に一部要求を上乗せした内容を日本に求めてくると想定される。上乗せ部分には、USMCA の規定を上回る強力な為替条項等、日本が受け入れ難い要求が含まれる可能性もある。

日本としては、米国と厳しく対峙するだけでは問題を解決することはできない。CPTPP の拡大や RCEP 交渉の早期妥結、WTO における国家資本主義的政策やデジタル貿易に対応する新たなルール形成¹⁶⁾、本年議長国を務める G20 におけるグローバル・インバランスに関する議論の主導等、あらゆる手段を用いて、米国の理解を得、圧力をかわし、また、米国に譲歩を迫る必要があるだろう。

日本企業は、ここで示したような日米貿易協定が合意された場合、どのような影響が自社の事業活動に及ぶのか、今から検討しておく必要がある。現時点では、交渉の対象範囲や開始時期すら定かではないが、日米両国の政治日程等を踏まえると、交渉が開始された後は比較的短い期間で合意に至ることも想定される。米中貿易摩擦の行方や USMCA の発効、英国の EU 離脱の影響等も合わせて考慮し、米国市場の位置付けや日本国内を含む生産拠点のあり方の見直し、グローバルなサプライチェーン・バリューチェーンの再編等、検討すべき点は少なくない。今後の日米貿易交渉の行方を注視しつつ、検討を進めていく必要がある。

【注】

- 1) 本稿は、2019 年 1 月末時点の情報に基づいている。
- 2) CPTPP の交渉経緯やその意義については、菅原淳一「CPTPP の戦略的意義と概要」『世界経済評論』2018 Vol. 62 No. 5, 2018 年 9 月、一般財団法人国際貿易投資研究所。
- 3) この姿勢は、2017 年 3 月 1 日に米通商代表部 (USTR) が公表した「2017 年通商政策課題」で明確となった (USTR, 'THE PRESIDENT'S TRADE POLICY AGENDA', pp. 1-7 in

2017 Trade Policy Agenda and 2016 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program.）。文中引用も同文書による。菅原淳一「トランプ米政権の『通商政策課題』」『みずほインサイト』2017年3月6日、みずほ総合研究所、参照。

- 4) Office of the United States Trade Representative (USTR), *United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations; Summary of Specific Negotiating Objectives*, December 2018.
- 5) USTR, *Summary of Objectives for the NAFTA Renegotiation, Monday, July 17, 2017* 及び同年11月版。
- 6) 唯一異なっているのは、NAFTA 交渉目的にあった「エネルギー」が対日交渉目的にはない点である。また、NAFTA 交渉目的7月版には「医薬品・医療機器の手続的公平性」という項目がなかったが、11月版に追加された。ただし、「透明性」が「良き規制慣行」と統合されたため、項目数は22で変わっていない。
- 7) 詳しくは、菅原淳一「米国の『対日貿易交渉目的』の検討」『みずほレポート』2019年1月18日、みずほ総合研究所、参照。
- 8) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「日米並行交渉に関する文書『自動車』の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」、『自動車』の基準に関する日本側書簡」。
- 9) 例えば、TPP では日米並行交渉に関するサイドレターにおいて、米国の基準が日本の基準と同等以上である場合は、当該米国基準に適合している自動車は日本基準に適合しているときとみなすとされ、前面衝突等の7つの基準が認められている（前注「自動車の基準に関する日本側書簡」）。
- 10) USTR, 'MX-US Side Letter on 232' 及び 'Side Letter Text on 232 CA-US Response'.
- 11) 農林水産省「TPPにおける農林水産物関税の最終結果」2017年11月11日。
- 12) 例えば、USMCA では第3章「農業」に「農業バイオテクノロジー (Agricultural Biotechnology)」(第B節) が設けられており、その「農業バイオテクノロジー」の定義(第3.12条)はTPPの「現代のバイオテクノロジー (modern biotechnology)」の定義(第2.19条)より広義となっている。
- 13) 代わりにいわゆる「賃金条項」等が導入された。
- 14) 最新版は、U.S. Department of the Treasury, Office of International Affairs, *Macroeconomic and Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States*, October 2018.
- 15) 'Joint Declaration of the Macroeconomic Policy Authorities of Trans-Pacific Partnership Countries' (財務省「環太平洋パートナーシップ参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言(仮訳)」2015年11月6日)
- 16) 詳しくは、菅原淳一「2019年の日本の通商政策課題」『みずほインサイト』2018年12月21日、みずほ総合研究所、参照。

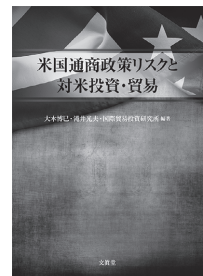
◆好調の米国経済に高まる米通商政策リスク!

米国通商政策リスクと対米投資・貿易

大木博巳・滝井光夫・国際貿易投資研究所編著 北朝鮮問題、露との緊張関係、政情不安の続く中東、中国の台頭など様々な地政学リスクを抱える国際情勢下でアメリカファーストを本格化させているトランプ政権。NAFTA 再交渉の行末、米中貿易戦争の足音、対米投資規制の強化、形骸化するWTO。トランプ政権の通商政策リスクに対応を迫られる米企業や日系企業。現状を分析し次を考える指針となる書。(A5判・214頁/本体3000円+税)

【主要目次】

第1章 米通商政策の不確実性リスクに直面する在米企業 (渡辺亮司) / 第2章 トランプ政権とNAFTAの再交渉 (高橋俊樹) / 第3章 トランプ政権の貿易政策と貿易紛争 (滝井光夫) / 第4章 通商政策史からみたトランプ政権 (小山久美子) / 第5章 米国の対中貿易と対中追加関税措置の影響 (大木博巳) / 第6章 米国の国家安全保障に関わる対内投資規制 (増田耕太郎) / 第7章 米韓FTA発効後の米韓貿易と韓国企業の米国進出 (百本和弘) / 第8章 在米日系企業の最新動向 (秋山士郎) / 第9章 米国の国境税調整問題と税制度改革 (岩田伸人)



文眞堂

東京都新宿区早稲田鶴巻町 533
URL: <http://www.bunshin-do.co.jp/>

TEL: 03-3202-8480
FAX: 03-3203-2638